

公 表 第 3 号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年10月24日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	甲斐田 義 弘
久留米市監査委員	塚 本 弘 道

平成23年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況
久留米市の事務事業の効率化～久留米市行政改革行動計画の主な取組項目より～

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見等に対する見解等
125	総務部	行財政改革 推進課	第5章 定員管理 (4)事務事業の見直しについて ① 厳しい財政状況を踏まえ、今後も事務事業の選択と集中、 方法やサービス範囲の見直し等を行う必要がある。	意見	平成27年度から31年度までを計画期間とする行財政改革推進計画において、「事業削減の仕組みづくり実践」を重点施策と位置づけております。 平成30年度からは、担当部局自らが事業の効果に関するチェックを行い、削減に向けて調整を行うなど、全庁をあげて取り組んできたところで す。 今後も見直しを行いながら、より効果的効率的な事業実施を目指して いきます。
158	教育部	学校保健課	第6章 学校給食事業及び管理業務 (3)学校給食費決算書の内容充実 学校給食費に対する保護者の理解を促すため、給食費の未 収、滞納などの実態を明確にするため、報告内容の充実を図る 必要がある。	意見	会計年度終了後には、各学校へ学校給食会計収支報告書(会計監査 報告書添付)の提出を求め、不適切な会計処理や報告内容が不十分な ものについては、学校毎に指導を行っております。 意見された内容を踏まえ、更に充実を図るための方法について検討を 行っていきたいと考えます。 給食会計収支報告書において収支状況がわかるように明記するよう に改善しました。